



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

\*26 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) . . . . . 1

公布された条例のあらまし

◇和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
不動産取得税の税率の特別措置を平成25年3月31日まで延長することとしました。(附則第2項関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
事業税の課税標準の算定の特別措置並びに不動産所得税及び県固定資産税の課税免除の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び附則第2項関係)

2 施行期日  
平成23年4月1日から施行します。

## 条 例

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 26 号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 (昭和62年和歌山県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例 (平成12年和歌山県条例第68号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び附則第 2 項中「平成23年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。